

提出 順番	No. 2	平成 30 年 8 月 27 日 午前・午後 9 時 35 分受領
----------	----------	--------------------------------------

平成 30 年 8 月 27 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

幕別町議会議員 谷口 和弘 

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
1 経済的な事情を憂慮せずに介護保険サービスを享受できる町に	<p>2017年5月26日、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「介護保険制度の持続可能性の確保」が改正の大きな柱とされる「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立した。このことにより介護保険サービスを利用する際の自己負担割合が見直されることとなり、本年8月から2割負担の人のうちの一部が3割負担となった。</p> <p>介護保険制度の発足当初において、原則1割負担だった介護サービス利用料は、2015年8月から一定の所得があれば2割負担とされた。これまでにも数度にわたって制度改正が実施されてきたが、その都度、利用者負担増やサービス利用制限が強められるものとなっている。自己負担の月額上限を設ける「高額介護サービス費」制度はあるが、介護サービス利用者が経済的な理由でサービス利用を制限してしまうような事態が起こらないようにしていくことが重要である。</p> <p>幕別町においては「幕別町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が策定され、本年4月から実施されている。同計画の基本理念でも、「高齢者が安心して介護サービスを利用できる環境の確立が強く求められている」ことがうたわれている。</p> <p>ついては、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 幕別町民の介護保険サービス利用者のうち、2割負担の利用者、また新たに3割負担となった利用者の人数とサービス利用状況について。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問の要旨
2 利用者の生活実態に合った訪問介護サービスの継続を	<p>(2) 3割負担となったことにより、負担増を理由に本来必要なサービスの利用中止や利用回数の調整が行われることが危惧されるが、そのようなケースを把握できるシステムはあるか。</p> <p>(3) 「高額介護サービス費」の通知方法や払い戻しの実施方法は。</p> <p>(4) 「介護保険の制度持続のため」として、制度改正のたびに利用者負担増やサービス利用制限が強められることに対する幕別町の見解は。</p> <p>厚生労働省は5月10日に「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を公布した。これにより本年10月から、訪問介護の「生活援助中心型サービス」（調理や掃除、洗濯など家事の面で高齢者を支える介護保険サービス）の利用回数が規定され、規定された回数以上の利用をする場合、担当ケアマネジャーはケアプランを利用者に交付した翌月末日までに市町村に届け出ることが義務付けられた。届けられたプランについては、市町村の地域ケア会議などで取り上げられ、利用者の自立支援や重度化防止の観点から内容が改めて検証されることとなった。</p> <p>規定回数以上の生活援助を利用した場合の届出のために、ケアマネジャーの事務作業量がさらに増えることになります、届出を避けるあまり、「生活援助中心型のサービスを利用する場合、基準回数に達しないようにすることを前提・条件にする」といったケアプラン作りが、介護現場で広がってしまう恐れがあるとの指摘もある。</p> <p>については、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 規定の「生活援助」回数を超えると見込まれる要介護度ごとのケアプラン数は。</p> <p>(2) 規定の回数を超えて届出を受けたケアプランの検証の方法について。</p>